

## 市川三郷町 SDGs 推進企業認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、SDGsの達成を通じて町内企業等の振興を図る「市川三郷町 SDGs 推進企業認定制度」に関し必要な事項を定めるものとする。

### (制度の趣旨)

第2条 町内企業等が行うSDGsの取組を促進する事を目的とし、町内企業の企業価値向上、雇用促進を図るとともに、町内でのSDGsの普及を促進する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内企業等 市川三郷町内に本社又は支社等を有し、町内において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主で、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条6号に規定する暴力団員でないものをいう。
- (2) SDGs 国際連合で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標（Sustainable Development Goals）をいう。
- (3) 市川三郷町 SDGs 推進企業 SDGs達成に向けて企業価値の向上等を図ろうと取り組むものとして市川三郷町長の認定を受けた町内企業等をいう。

### (認定要件)

第4条 認定は、次の各号のすべてに該当するものについて行うものとする。

- (1) 環境・社会・経済の3側面の取組及び目標が設定されていること。
- (2) SDGs達成に向け、既に取り組んでいる又は認定後に取り組む具体的な取組内容が記載されていること。

### (認定)

第5条 認定の申請は、市川三郷町 SDGs 推進企業認定制度申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) SDGs達成に向けた申請書（様式第2号）
- (2) SDGs達成に向けた具体的な取組（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請が前条の認定要件を満たすと認めるときは、当該申請をした町内企業等を市川三郷町 SDGs 推進企業として認定するとともに、市川三郷町 SDGs 推進企業認定証を交付し、別に定める認定マークの使用を認めるものとする。

3 町長は、前項の認定をしたときは、市川三郷町 SDGs 推進企業に対して、自社ホームページでの取組内容の公表を促すとともに、町ホームページ等において公表するものとする。

### (SDGs 達成に向けた取組の報告)

第6条 市川三郷町 SDGs 推進企業は、認定の日から1年が経過する毎に、取り組み内容の確認を行い、取り組み内容の更新や新たな取り組みの追加等を行うとともに、必要に応じて町が開催する「認定企業の取組報告会・意見交換会」でその進捗状況を共有するものとする。

2 前項によらず、前条第1項の内容に変更が生じた場合には、随時、町長に報告するものとする。

(認定の変更)

第7条 市川三郷町SDGs推進企業は、その所在地、名称又は代表者の氏名に変更が生じたときは、市川三郷町SDGs推進企業認定内容変更申請書(様式第4号)を町長へ提出するものとする。

(認定の辞退)

第8条 市川三郷町SDGs推進企業は、認定の辞退をしようとするときは、市川三郷町SDGs推進企業認定辞退届(様式第5号)を提出するものとする。

(認定の取消し)

第9条 町長は、市川三郷町SDGs推進企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消し、第5条第2項に規定する市川三郷町SDGs推進企業認定証及び認定マークの使用を中止させるものとする。

(1) 市川三郷町SDGs推進企業認定証又は認定マークが不正に使用された場合

(2) 町内企業等としての活動実態がないと判断される場合

(3) その他町長が認定の取消しが適当と認めた場合

2 町長は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた町内企業等へ通知(様式第6号)をするものとする。

(認定の期限及び更新)

第10条 市川三郷町SDGs推進企業認定証の有効期限及び認定マークの使用期限は、認定の日から3年とする。

2 認定の更新を受けようとする市川三郷町SDGs推進企業は、第5条第1項に規定する書類を町長に提出するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、政策秘書課において所掌する。

(補則)

第12条 この要綱に規定するもののほか、市川三郷町SDGs推進企業認定制度の実施について必要な事項は、別に定める。

2 やまなしSDGs登録制度へ登録申請し、同時に市川三郷町内企業等で市川三郷町SDGs推進企業認定制度へ登録申請を希望する企業等は、様式第1号を市川三郷町へ提出し、様式第2号、様式第3号は、やまなしSDGs登録制度から情報の提供を受けて添付書類とみなすため、提出は要しない。

附 則

この要綱は、令和4年9月8日から施行する。

※様式第1～5号 省略